

○国立大学法人埼玉大学情報倫理及び情報セキュリティに関する規則

〔平成17年12月22日〕
規則第29号

改正	平成18. 4. 1	18規則104	平成18. 6. 22	18規則112
	平成19. 4. 1	19規則38	平成20. 1. 24	19規則89
	平成20. 12. 11	20規則106	平成24. 9. 25	24規則34
	平成26. 3. 28	25規則57	平成27. 3. 20	26規則94
	平成28. 3. 29	27規則80	令和2. 3. 26	元規則42
	令和3. 10. 28	3規則12	令和4. 3. 17	3規則40

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）が管理・運用する情報資産を利用するための事項及び情報セキュリティに係る事項を定め、倫理上問題となる不適切な行為を未然に防ぎ、利用環境の保全に努め、情報資産の適正かつ円滑な利用によって、教育・研究及び大学運営の充実を図ることを目的とする。

(法令遵守)

第2条 本学の情報資産の利用者は、上記の目的に則り、この規則及び情報セキュリティポリシーその他全学又は各部局で定められる情報資産の利用に関する規定並びに関係法令を遵守しなければならない。

2 前項の違反行為については審査し、利用を制限するための処置を科すものとする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報資産 本学が管理・運用する電磁的に記録された情報及び情報を管理する仕組み（情報システム並びにシステム開発、運用及び保守のための資料等）の総称をいう。
- (2) 情報倫理 本学の情報資産を利用するにあたり利用者が守るべき倫理をいう。
- (3) 情報セキュリティ 本学に許可された者だけが情報にアクセスできることを確実にすること（機密性）、情報及び処理方法の正確さ及び完全である状態を防護すること（安全性）及び許可された利用者が、必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること（可用性）を維持することをいう。
- (4) 情報セキュリティポリシー 本学における情報セキュリティマネジメントにおける方針を定めた情報セキュリティ方針（以下「方針」という。）、方針に基づき遵守すべき基準を定めた情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）、及び対策基準に基づき具体的な対策手順を定めた情報セキュリティ

ィ対策実施手順書で構成された文書群をいう。

(5) 利用者 本学の情報資産を利用する者をいう。

(6) 部局 本学の各学部（教育学部は教育実践総合センター、特別支援教育臨床研究センター及び附属学校を含む。）、各研究科、各機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部及び事務局をいう。

（最高責任者）

第4条 本学に情報倫理及び情報セキュリティの最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 最高責任者は全学の情報倫理及び情報セキュリティを総括し、学内外に対する責任を有する。

3 本学に最高責任者の補佐（以下「最高責任者補佐」という。）を置き、最高責任者がこれを指名する。

（情報倫理及び情報セキュリティ委員会）

第5条 本学の情報倫理及び情報セキュリティに関する以下の重要事項を審議するため、情報倫理及び情報セキュリティ委員会（以下「セキュリティ委員会」という。）を置く。

(1) 全学に係る情報倫理及び情報セキュリティに関する規定の継続的整備及び遵守励行に関すること。

(2) 本学に対し学内外から提起される情報倫理及び情報セキュリティに関するクレームへの対応。

(3) 第6条に定める情報倫理等審査委員会への調査依頼及び同委員会の審査に基づく処置内容の把握。

(4) 第10条第1項に定める部局の情報倫理等審査部会への調査依頼及び同部会の審査に基づく処置内容の把握。

(5) 前各号に掲げる事項のほか、本学における情報倫理及び情報セキュリティの確立のために必要な事項。

2 セキュリティ委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 最高責任者

(2) 最高責任者補佐

(3) 各学部長

(4) 人文社会科学研究科長

(5) 理工学研究科長

(6) 各機構長

(7) 図書館長

(8) 情報メディア基盤センター長

(9) ダイバーシティ推進センター長

(10) 国際本部長

(11) その他最高責任者が必要と認めた者

3 セキュリティ委員会に委員長を置き、最高責任者をもって充てる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

4 委員長は、セキュリティ委員会を招集し、その議長となる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
(情報倫理等審査委員会)

第6条 情報倫理及び情報セキュリティに関し全学にかかる違反行為及び重大な違反行為について、調査及び審査を行い、その処置内容を決定するため、最高責任者を委員長として各部局長及び最高責任者補佐からなる情報倫理等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。
(守秘義務)

第7条 審査委員会委員は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。

(連絡調整)

第8条 審査委員会は、その任務を果たすにあたって、第10条第1項に定める情報倫理等審査部会及び情報メディア基盤センターと緊密な連絡調整を図らなければならない。

(事務)

第9条 審査委員会の事務は、総務部情報基盤課において処理する。

(情報倫理等審査部会)

第10条 部局に情報倫理等審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。

2 審査部会は、当該部局に所属する利用者の情報倫理及び情報セキュリティに関する違反行為について、情報メディア基盤センターと連携をとりながら、調査及び審査を行い、その処置内容を決定し、逐次、セキュリティ委員会に報告する。

3 審査部会は、その違反行為が全学にかかる違反行為及び重大な違反行為になるおそれがある場合は、直ちにそれまでの調査結果をセキュリティ委員会に報告し、その指示に従うものとする。

4 審査部会に関し必要な事項は、部局において定める。

(利用指針)

第11条 利用者は、本学の教職員・学生等としての自覚と良心に基づき、教育・研究及び大学運営の充実を図ることを目的として情報資産を利用しなければならない。

2 利用者は、他の利用者の権利と利益とに配慮し、これらを尊重しなければならない。

3 利用者は、情報資産の利用にあたって、自己責任の原則を基本とする。

4 利用者は、情報資産の利用にあたって、最高責任者の指示に従わなければならない。

(利用者の義務等)

第 1 2 条 利用者は、情報資産の利用において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 刑法その他の法令に定める処罰の対象とされること。

(2) 民法その他の法令に定める損害賠償等の民事責任を発生させること。

(3) その他法令に定める制限又は禁止されていること。

(4) 情報資産の管理・運用に支障を与え、又は、他の利用者の利用に支障を及ぼすこと。

(5) 個人の営利目的のために利用すること。

(6) 個人情報の取り扱いについて、「国立大学法人埼玉大学の保有する個人情報の保護に関する規則」に反すること。

(7) その他個人や社会の利益を不当に損なうこと。

2 利用者の義務の具体的内容については、情報倫理運用規準及び情報セキュリティポリシーにおいて定める。

(緊急措置)

第 1 3 条 情報倫理及び情報セキュリティに関する違反行為の疑いが生じ、被害の拡大防止又は事実関係の調査のために必要と認められる場合は、当該情報資産に関して次の各号に掲げる緊急措置をとることができる。

(1) 行為及び行為者についての事実確認

(2) 証拠保全

(3) ネットワークから遮断する等の安全確保

(4) 前各号の措置に当たり必要な関係者への協力依頼

2 最高責任者は、前項に定める緊急措置を講ずる権限を最高責任者補佐に委任する。

3 最高責任者補佐は、情報メディア基盤センターと共同して第 1 項各号のいずれかの措置を講じたときは、その事実を最高責任者に報告しなければならない。

(補則)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、本学の情報倫理及び情報セキュリティに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 18規則104）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18.6.22 18規則112）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19.4.1 19規則38）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20.1.24 19規則89）

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20.12.11 20規則106）

この規則は、平成20年12月11日から施行する。

附 則（平成24.9.25 24規則34）

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26.3.28 25規則57）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27.3.20 26規則94）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.3.29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2.3.26 元規則42）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3.10.28 3規則12）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和4.3.17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。